



平成 27 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 S F P ダイニング株行会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 誠
(コード番号：3198 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役副社長 光行 康明
(TEL. 03-5491-5869)

決算期(事業年度の末日)の変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 28 日開催の取締役会において、以下の通り、決算期を変更することについて、平成 27 年 12 月開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までと定めておりますが、親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスと同じ毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日に統一し、経営全般にわたって、より効率的な事業運営を図ることを目的としております。

2. 決算期変更の概要

現 在	毎年 9 月 30 日
変 更 後	毎年 2 月末日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 6 期は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの 5 か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第 6 期(平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日)の業績見通しにつきましては、平成 27 年 11 月に開示予定の平成 27 年 9 月期決算短信にて公表する予定です。

4. 定款の一部変更

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>12</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>10</u>月1日から翌年<u>9</u>月<u>30</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p>(中間配当) 第40条 当会社は取締役会の決議によって、毎年<u>3</u>月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2</u>月<u>末</u>日とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>3</u>月1日から翌年<u>2</u>月<u>末</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>2</u>月<u>末</u>日とする。</p> <p>(中間配当) 第40条 当会社は取締役会の決議によって、毎年<u>8</u>月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(附則) 第1条 第38条(事業年度)の規定に関わらず、第6期事業年度は平成27年10月1日から平成28年2月29日までの5か月間とする。なお、本附則は第6期事業年度終了後これを削除する。</p>

以 上